

山口県大気汚染緊急時措置要綱

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この要綱は、硫黄酸化物及びオキシダントによる大気汚染の対策の円滑な実施を図るため、大気汚染防止法第22条及び第23条の規定に基づく大気汚染の常時監視及び緊急時の措置並びに山口県公害防止条例第48条の規定に基づく大気汚染の緊急時の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「警報等」とは、硫黄酸化物における情報、注意報、第1警報及び第2警報並びにオキシダントにおける情報、特別情報、注意報及び警報をいう。

第2章 監視

(常時監視)

第3条 硫黄酸化物及びオキシダントに係る常時監視を行う測定局は、別表第1のとおりとする。

2 硫黄酸化物及びオキシダントの常時監視は、山口県大気環境監視システムによるものとする。

3 環境保健センター所長は、常時監視の測定値を山口県大気環境監視システムによりインターネットで公表する。

第3章 緊急時における協力体制

(協力体制)

第4条 大気汚染の緊急時の措置の運用に当たっては、次の各号に掲げる者の協力を求め、大気汚染の防止を図るとともに、隣接する県と緊密な協調体制をとり、一般への周知について報道機関の協力を求め、その他の関係行政機関の協力を得て、大気汚染及び被害発生の防止に実効が上がるよう努めるものとする。

(1) 硫黄酸化物にあつては、工場又は事業場（以下「工場等」という。）において、ばい煙発生施設からの硫黄酸化物に係るばい煙を $10\text{Nm}^3/\text{h}$ 以上排出する者及びその他ばい煙排出者のうち知事が必要と認める者（以下「硫黄酸化物関係ばい煙排出者」という。）

(2) オキシダントにあつては、工場等において、ばい煙発生施設からの湿りガスの最大量の全量を $4\text{万Nm}^3/\text{h}$ 以上排出する者及びその他知事が必要と認める者（以下「オキシダント関係ばい煙排出者」という。）、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）を排出する者で知事が必要と認める者（以下「オキシダント関係VOC排出者」という。）及び自動車を運行する者

第4章 緊急時措置

第1節 警報等の発令及び解除

(警報等の発令及び解除)

第5条 環境保健センター所長は、大気の汚染状態が別表第2の「発令基準」の欄に掲げる基準に至ったときは、それぞれ同表の「発令区分」の欄に掲げる発令をするものとし、同表の「解除基準」の欄に掲げる基準に至ったときは解除するものとする。ただし、硫黄酸化物における第1警報及び第2警報並びにオキシダントにおける特別情報及び警報を発令し、又は解除するに当たっては、環境生活部長と協議するものとする。

2 警報等の発令及び解除は、別表第3の「発令地区」ごとに行うものとする。

ただし、オキシダントに係る特別情報、注意報及び警報について、他測定局のデータ等により広域的な汚染の発生が考えられる場合は、別表第4の「広域発令地区」ごとに発令及び解除を行うものとする。

3 オキシダントに係る発令期間は、毎年4月1日から10月31日までとする。

(発令時の報告)

第6条 環境保健センター所長は、情報又は注意報を発令し、又は解除したときは、速やかに環境政策課長に報告するものとする。

第2節 緊急時の措置

(緊急事態の周知)

第7条 環境保健センター所長は、警報等が発令し、又は解除したときは、その旨を関係健康福祉センター所長（下関市にあっては下関市長）に電気通信設備を使用して通報するとともに、関係健康福祉センター所長（下関市にあっては下関市長）と連携し、関係市町長及び関係する硫黄酸化物関係ばい煙排出者及びオキシダント関係ばい煙排出者並びにオキシダント関係VOC排出者（以下「緊急時対象ばい煙等排出者」という。）に電気通信設備を使用し遅滞なく連絡するものとする。

2 知事は、硫黄酸化物における注意報又は第1警報若しくは第2警報並びにオキシダントにおける特別情報、注意報又は警報（以下「注意報等」という。）が発令され、又は解除されたときは、関係市町長や報道機関の協力及び電気通信設備等により、その事態を一般に周知させるものとする。

3 環境保健センター所長は、注意報等が発令し、又は解除したときは、別図1により関係健康福祉センター、関係する緊急時対象ばい煙等排出者等の関係機関に連絡し、関係機関は同図に示す関係先に連絡するものとする。

4 関係健康福祉センター所長は毎年度末までに、関係市町と協議、調整を図り、具体的な連絡系統を確立するとともに、環境政策課長及び環境保健センター所長に管内の連絡系統を報告するものとする。

(緊急時における措置)

第8条 環境保健センター所長は、情報を発令したときは、関係する緊急時対象ばい煙等排出者に対し、別表第2の「発令区分」の区分に応じ、同表の「措置」の欄に掲げる措置を講ずるよう協力依頼を行うものとする。

2 知事は、注意報等が発令されたときは、関係する緊急時対象ばい煙等排出者に対し、別表第2の「発令区分」の区分に応じ、それぞれ同表の「措置」の欄に掲げる措置を講ずるよう協力要請、勧告又は命令を行うものとする。

3 環境保健センター所長は、警報等の発令されている地区の汚染解消のため、大気汚染の進行状況、気象条件等から判断して、警報等の発令されていない他の地区の関係する緊急時対象ばい煙等排出者の措置が必要であると認められるときは、他の地区の関係する緊急時対象ばい煙等排出者に同様の発令を行うものとする。

4 関係する緊急時対象ばい煙等排出者は、同表の措置を講ずることにより、ばい煙量、排出ガス量、窒素酸化物排出量又はVOC排出量の減少に努めるものとする。

5 緊急時対象ばい煙等排出者は、別表第2の措置を実施する方法として、あらかじめ減少計画を策定し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

- 6 緊急時対象ばい煙等排出者に対する協力依頼、協力要請、勧告又は命令の連絡は、環境保健センター所長が個々の関係する緊急時対象ばい煙等排出者ごとに電気通信設備により行うものとする。
- 7 環境政策課長及び関係健康福祉センター所長は、緊急時対象ばい煙等排出者に対し、勧告又は命令が行われたときは、必要に応じ、その職員に、工場等に立ち入ってその措置状況を検査させるものとする。
- 8 緊急時対象ばい煙等排出者は、協力要請、勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、ただちにその状況を関係健康福祉センター所長（下関市にあっては下関市長）に電話連絡するものとし、その後措置状況を変更した場合も、その都度同様に電話連絡するものとする。
また、措置の状況について、発令の日から1週間以内に別紙様式1により、関係健康福祉センター所長（下関市にあっては下関市長）を経由して環境保健センター所長に文書で報告するものとする。
なお、協力依頼に基づく措置状況については、記録しておくものとする。
- 9 環境保健センター所長は、協力要請、勧告又は命令に基づく措置状況を取りまとめ、遅滞なく環境生活部長に報告するものとする。
- 10 知事は、硫黄酸化物における第1警報若しくはオキシダントにおける特別情報又は注意報が発令されたときは、自動車を運行する者に対して、運行の自主的制限について、関係市町長や報道機関の協力及び電気通信設備等により協力を求めるものとする。
また、硫黄酸化物における第2警報又はオキシダントにおける警報が発令され、当該事態が自動車排出ガスに起因すると認められるときは、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請するものとする。
- 11 前項に規定する県公安委員会に対する要請は、環境生活部長が電話により行うものとする。

第5章 オキシダント予防の措置

（オキシダント予防の措置）

第9条 知事は、オキシダント予防のため、次の指導等を行うものとする。

- (1) 油槽所、ガソリンスタンド等に対して、炭化水素の排出防止のため、ガソリン貯蔵設備には吸着方式、吸収方式等の排出防止装置の設置及び気化した炭化水素をタンカー、タンクローリー等の輸送施設に戻すリターン方式の採用等の措置を講ずるよう指導する。
- (2) 有機溶剤及びその製品を用いる作業が行われる工場等に対して、溶剤の排出の抑制に努めるよう指導する。
- (3) 工場等に対し、施設の定期補修等の工事を実施するに当たっては、刺激性ガス、炭化水素等の大気中への排出を最小限にするよう指導する。
- (4) 自動車の使用者が、エンジン系統の整備不良のないよう道路運送車両法に基づく自動車の定期点検整備を確実にを行うよう関係機関の協力を求める。
- (5) 気象条件がオキシダントの発生しやすい状態にあるときは、不急の給油を差し控えるよう一般の協力を求める。

第6章 保健対策

（健康被害が生じた場合の措置）

第10条 関係機関は、硫黄酸化物又はオキシダントが原因であると認められる呼吸困難、四肢のしびれ、けいれん等重篤な症状を呈する患者が発生した場合は、安全な屋内に収容して安静にさせるとともに、至急受診させる等適切な応急措置を講ずるものとする。

(健康調査)

第 11 条 関係機関は、硫黄酸化物又はオキシダントが原因であると認められる健康被害が発生したときは、次の措置を実施するものとする。

(1) 重篤な健康被害が発生した場合には、被害発生地域及びその周辺地域における被害者数、主要症状、症状の発現状況等の調査を行う。

なお、調査の結果は、別紙様式 2 により記録し、別図 1 により関係機関に通報するものとする。

(2) 健康被害者について健康診断及び臨床医学的検査を行う。

なお、健康診断が実施された場合及び治療が必要であった場合には、できるだけ被害者の臨床所見（初診時所見、臨床経過、臨床検査成績等）の把握に努め、その記録の保管に努めるものとする。

(3) 被害発生集団の被害発生前における特殊条件（行事あるいは授業内容等）、健康管理状況等の調査を行う。

(環境調査)

第 12 条 環境保健センター所長は、硫黄酸化物又はオキシダントが原因であると認められる被害が発生した場合は、関係機関の協力を得て、次の環境に関する調査を実施するものとする。

(1) 被害発生時前後の気象（温度、湿度、天気、風向、風速等）

(2) オキシダント、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の主要汚染物質並びにアルデヒド類の検出状況

(3) 被害発生地周辺のばい煙発生施設、廃棄物の焼却行為等に係る誤操作や事故等による、刺激性物質の放出状況

(4) 道路交通状況

(5) その他被害発生地周辺の地形（起伏、開放度等）、地物（建築物）、樹木の配置状況及び植物被害状況等

(委任規定)

第 13 条 この要綱の実施に際し、県際間における措置その他必要な細則は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 硫黄酸化物に係る大気汚染の常時監視及び緊急時の措置要綱（昭和 51 年 4 月 1 日施行）及び光化学スモッグ（オキシダント）対策実施要綱（昭和 51 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 硫黄酸化物及びオキシダント常時監視測定局

設置場所	測定局	設置者	測定項目	
			硫黄酸化物	オキシダント
和木町	和木コミュニティーセンター	県	●	●
岩国市	麻里布小学校	県	●	●
	愛宕小学校	県	●	●
柳井市	柳井市役所	県	●	●
光市	光高校	県	●	●
	浅江中学校	県	●	
下松市	豊井小学校	県	●	
	下松市役所	県	●	●
周南市	櫛浜小学校	県	●	
	徳山商工高校	県	●	
	周南総合庁舎	県	●	●
	浦山送水場	県	●	
	宮の前児童公園	県	●	●
防府市	防府市役所	県	●	●
	中関小学校	県	●	
山口市	環境保健センター	県	●	●
宇部市	岬児童公園	県	●	
	宇部総合庁舎	県	●	●
	厚南市民センター	県	●	●
山陽小野田市	竜王中学校	県	●	
	須恵健康公園	県	●	●
美祢市	美祢市役所	県	●	●
	美祢青嶺高校	県	●	
長門市	長門土木建築事務所	県		●
萩市	萩健康福祉センター	県		●
下関市	豊浦局	市		●
	彦島局	市	●	●
	山の田局	市	●	●
	小月局	市	●	
	長府局	市	●	

別表第2 警報等の発令・解除基準、措置等

【1. 硫黄酸化物】

発令区分	発令基準	解除基準	硫黄酸化物関係ばい煙排出者の措置	勧告、命令等の区分
情報	1 時間値が 0.15ppm 以上であって、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	左欄に掲げる状態が解消したとき。	20% 以上を目標とした自主的なばい煙量の減少	協力依頼
注意報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1 時間値が 0.2ppm 以上である状態を 2 時間継続したとき。 2. 測定値が 48 時間平均値で 0.15ppm 以上となるおそれがあるとき。	すべての測定局の 1 時間値が 0.15ppm 以下となり、0.2ppm 以上となるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を 35% 以上減少	協力要請
第 1 警報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1 時間値が 0.2ppm 以上である状態を 3 時間継続したとき。 2. 1 時間値が 0.3ppm 以上である状態を 2 時間継続したとき。 3. 1 時間値が 0.5ppm 以上の値になったとき。 4. 測定値が 48 時間平均値で 0.15ppm 以上となったとき。 5. 1 時間値が 0.2ppm 以上である状態を 6 時間以上継続し、気象条件からみて大気汚染がなお進行すると認められるとき。	すべての測定局の 1 時間値が 0.15ppm 以下となり 0.2ppm 以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を 50% 以上減少	勧告
第 2 警報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1 時間値が 0.5ppm 以上である状態を 3 時間継続したとき。 2. 1 時間値が 0.7ppm 以上である状態を 2 時間継続したとき。	すべての測定局の 1 時間値が 0.4ppm 以下となり 0.5ppm 以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を 80% 以上減少する措置をとる。	命令

注) 情報、注意報及び第 1 警報発令時における減少率は、情報提供直前のばい煙排出量に対する割合をいい、第 2 警報発令時における減少率は、排出許容量に対する割合をいう。

【2. オキシダント】

発令区分	発令基準 (1測定点)	解除基準 (全測定点)	オキシダント関係ばい煙排出者の措置	オキシダント関係VOC排出者の措置	勧告、命令等の区分
情報	1時間値が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.10ppm未満となり気象条件から見て当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	20%以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少		協力依頼
特別情報	1時間値が0.12ppm未満であって、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20%以上減少	VOC排出量を減少	協力要請又は勧告
注意報	1時間値が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.12ppm未満となり気象条件から見て当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20%以上減少	VOC排出量を減少	協力要請
警報	1時間値が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.40ppm未満となり気象条件から見て当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40%以上減少	VOC排出量を減少	命令

注) 情報発令時における減少率は、通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。

別表第3 監視機関、発令地区

【1. 硫黄酸化物】

監視機関	発令地区	発令地区の詳細	発令基準測定局
県	和木町及び岩国市の北部地域	和木町の区域 平成18年3月19日における岩国市の区域のうち今津川以北の北部地域	和木コミュニティーセンター 麻里布小学校
	岩国市の南部地域	平成18年3月19日における岩国市の区域のうち、今津川以北地域及び大字柱島、大字土生、大字寺山、大字竹安、大字行正、大字伊房、大字大山、大字近延、大字入野、大字甘木、大字上田、大字天尾、大字杭名、大字守内、大字下、大字瓦谷、大字行波、大字二鹿、大字相ノ谷、大字角及び大字保木を除く地域	愛宕小学校
	光市	平成16年10月3日における光市の区域のうち、周防、室積のうち五軒屋、伊保木、岩屋及び牛島を除く地域	光高校 浅江小学校
	下松市	下松市の区域のうち、米川を除く地域	豊井小学校 下松市役所
	周南市の東部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、須々万奥、須々万本郷、中須南、中須北、長徳、大道理、大向、苅地、金峰、須万、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野を除く地域	榑浜小学校 徳山商工高校 周南総合庁舎 浦山送水場
	周南市の西部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、大道理、大向、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野の地域 平成15年4月20日における新南陽市の区域のうち、高瀬、埜、馬神、夏切及び米光を除く地域	宮の前児童公園
	防府市	防府市の区域のうち、野島及び小野を除く地域	防府市役所 中関小学校
	宇部市	平成16年10月31日における宇部市の区域のうち、大字小野、大字厚東及び大字二俣瀬を除く地域	岬児童公園 宇部総合庁舎 厚南市民センター
	山陽小野田市	平成17年3月21日における小野田市の区域	竜王中学校 須恵健康公園
	美祢市	平成20年3月20日における美祢市の区域のうち、次の地域を除く地域 大嶺町のうち、奥分藤ヶ河内、桑原、北分河内、入見、西分奥畑、草井川、中村、杉原及び嘉木 伊佐町のうち、河原、堀越、奥万倉及び上野 豊田前町のうち、第1区、第2区、第6区から第13区まで、於福町、西厚保町及び東厚保町の地域	美祢市役所 美祢青嶺高校
下関市	下関市A地域	平成17年2月12日における下関市の区域のうち、彦島地区及び東大和町、大和町の地域	彦島局
	下関市B地域	平成17年2月12日における下関市の区域のうち、旧市域、川中地区、勝山地区及び安岡地区の地域	山の田局
	下関市C地域	平成17年2月12日における下関市の区域のうち、長府地区、王司地区清末地区、小月地区及び王喜地区の地域	小月局 長府局

別表第3 監視機関、発令地区

【2. オキシダント】

監視機関	発令地区	発令地区の詳細	発令基準測定局
県	和木町及び岩国市の北部地域	和木町の区域 平成18年3月19日における岩国市の区域のうち今津川以北の北部地域	和木コミュニティーセンター 麻里布小学校
	岩国市の南部地域	平成18年3月19日における岩国市の区域のうち、今津川以北地域及び大字柱島、大字土生、大字寺山、大字竹安、大字行正、大字伊房、大字大山、大字近延、大字入野、大字甘木、大字上田、大字天尾、大字杭名、大字守内、大字下、大字瓦谷、大字行波、大字二鹿、大字相ノ谷、大字角及び大字保木を除く地域	愛宕小学校
	柳井市	平成17年2月20日における柳井市の区域のうち、大字日積、大字伊陸、大字阿月、大字平郡及び大字伊保庄における小野、山近、原、郷中、開作、向田、太古庵、近長を除く地域	柳井市役所
	光市	平成16年10月3日における光市の区域のうち、周防、室積のうち五軒屋、伊保木、岩屋及び牛島を除く地域	光高校
	下松市	下松市の区域のうち、米川を除く地域	下松市役所
	周南市の東部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、須々万奥、須々万本郷、中須南、中須北、長穂、大道理、大向、筋地、金峰、須万、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野を除く地域	周南総合庁舎
	周南市の西部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、大道理、大向、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野の地域 平成15年4月20日における新南陽市の区域のうち、高瀬、埴、馬神、夏切及び米光を除く地域	宮の前児童公園
	防府市	防府市の区域のうち、野島及び小野を除く地域	防府市役所
	山口市	平成17年9月30日における山口市の区域のうち、大字上宇野令のうち829番地から1739番地まで、大字仁保上郷、大字仁保中郷、大字仁保下郷、大字上小鯖、大字大内長野、大字大内御堀、大字大内矢田、大字宮野上、大字中尾、大字平井、大字吉田、大字黒川、大字矢原、大字陶、大字鑄銭司、大字名田島、大字秋穂二島、大字嘉川、大字江崎、大字深溝及び大字佐山を除く地域	環境保健センター
	宇部市	平成16年10月31日における宇部市の区域のうち、大字小野、大字厚東及び大字二俣瀬を除く地域	宇部総合庁舎 厚南市民センター
	山陽小野田市	平成17年3月21日における小野田市の区域	須恵健康公園
	美祿市	平成20年3月20日における美祿市の区域のうち、次の地域を除く地域 大嶺町のうち、奥分藤ヶ河内、桑原、北分河内、入見、西分奥畑、草井川、中村、杉原及び嘉木 伊佐町のうち、河原、堀越、奥万倉及び上野 豊田前町のうち、第1区、第2区、第6区から第13区まで、於福町、西厚保町及び東厚保町の地域	美祿市役所
	長門市	長門市の区域	長門土木建築事務所
	萩市及び阿武町	萩市及び阿武町の区域	萩健康福祉センター
県 下関市	下関市の北部地域	平成17年2月12日における菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町の区域	豊浦局
	下関市の南部地域	平成17年2月12日における下関市の区域	山の田局 彦島局

別表第4 広域発令地区【オキシダント】

監視機関	広域発令地区	発令基準測定局
県	岩国市及び和木町の全域	和木コミュニティーセンター 麻里布小学校 愛宕小学校
	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町の全域	柳井市役所
	光市全域	光高校
	下松市全域	下松市役所
	周南市全域	周南総合庁舎 宮の前児童公園
	防府市全域	防府市役所
	山口市全域	環境保健センター
	宇部市全域	宇部総合庁舎 厚南市民センター
	山陽小野田市全域	須恵健康公園
	美祢市全域	美祢市役所
	長門市全域	長門土木建築事務所
	萩市及び阿武町の全域	萩健康福祉センター
県 下関市	下関市の北部地域全域 (平成17年2月12日における菊川町、豊田町、豊浦町、 豊北町の区域)	豊浦局
	下関市の南部地域全域 (平成17年2月12日における下関市の区域)	山の田局 彦島局

硫酸酸化物・オキシダント被害連絡受付票

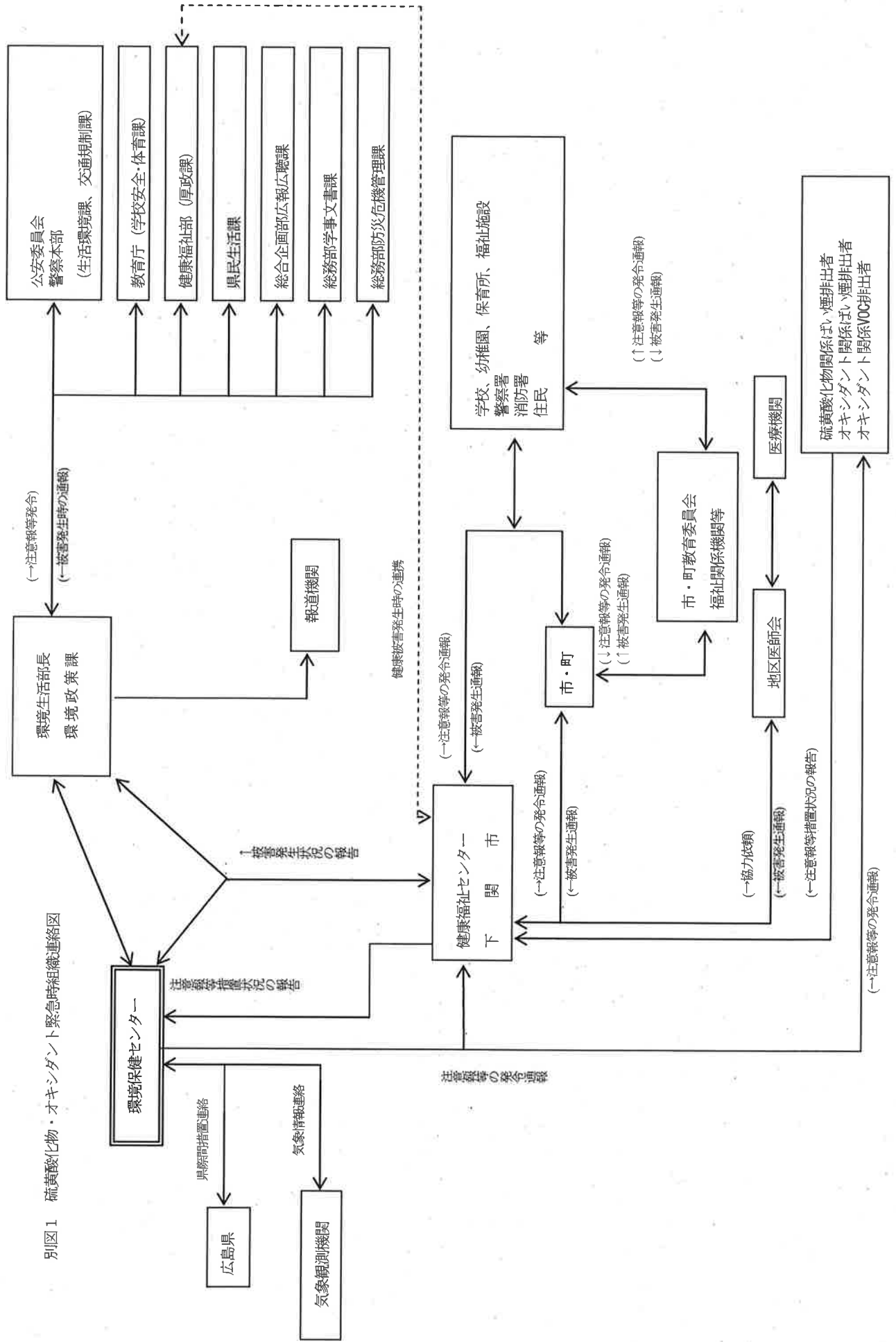
受付日時 年 月 日 受付者 ()

届出者	住所(所在地)
被害者	氏名(機関、学校、団体)
	住所(所在地)
	氏名(機関、学校、団体)

1 症状を感じた日時	年 月 日 時 分～ 時 分
2 症状を感じた場所	運動場、教室、体育館、公園、道路
3 症状を感じたときの活動状況	運動場(体育授業、クラブ、遊戯、競技) 室内で授業中、歩行中
4 症状	被害者概数 人
	(1)目がちかちかする 人
	(2)涙が出る 人
	(3)咳が出る 人
	(4)喉がいがらい 人
	(5)吐き気がする 人

医師の治療を受けた者 人 医療機関名					
入院した者 人 医療機関名					
5 重症者名とその症状					
年齢(学年)	氏名	性別	職業	症状	状況
6 措置					
7 動物・植物の被害状況					
8 症状を感じたときの気象状況等 (1)天候(晴、曇、雨) (2)風(強、弱、微、無風) (3)気温(°C) (4)湿度(%) (5)視程(はっきりしている。 かつんでいる。 非常に見通しが悪い。)					

別図1 硫酸酸化物・オキシダント緊急時組織連絡図



(注) この図における「注意報等」は、オキシダントにおける特別情報、注意報及び警報並びに硫酸酸化物における注意報、第1警報及び第2警報をいう。